

(写)

30水総第176号  
平成30年 5月16日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会長 様

岡崎市長 内田 康宏



適正な水道料金のあり方について（諮問）

本市の水道事業の健全な経営を図るため、適正な水道料金のあり方について、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

諮問の趣旨

水道事業は、水道法において、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定められ、また、地方財政法では、公営企業に位置付けられ、独立採算制の原則により、水道料金を主な財源として運営されています。この料金については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ」と定められています。

この規定の趣旨に基づき、平成17年4月に水道料金を平均16.67%改定し、水道料金収入でもって、水道施設及び水道管路の維持管理・整備に要する経費を賄っております。

このような中、平成21年3月に策定しました「岡崎市水道ビジョン」に基づき、男川浄水場の更新及び水道管路の更新・耐震化を進めており、今後も安全で安心な水の安定供給を図るため、今まで以上に水道施設及び水道管路の更新・耐震化を計画的かつ重点的に取り組んでいく必要があります。

また、平成32年度には簡易水道事業を上水道事業へ事業統合することを予定しており、水道事業経営を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

さらに、水道法の改正等により、水道の基盤を強化するため、水道料金の定期的な検証等が今後ますます求められております。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。



内田市長から丸山会長（左）への諮問書「適正な水道料金のあり方について」の伝達  
（平成30年5月16日水曜日）